

令和6年（2024年） 7月17日

姫路市農業委員会 様

姫路市情報公開・個人情報保護審査会
会長 小川 一茂

姫路市情報公開条例第17条の規定に基づく諮問について(答申)

令和6年3月5日付けで諮問のあった、下記行政文書の公開請求に対して姫路市農業委員会が行った非公開決定処分に係る審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

姫路市●●番地に廃棄物を堆積しているのを地元農業委員が指摘する図書、農業委員会が土地の適正使用をする指導図書、当事者の答弁図書

答 申

第1 審査会の結論

姫路市農業委員会（以下「実施機関」という。）が令和6年1月26日付けで審査請求人に対して行った、存否を明らかにしないで公開請求を拒否する旨の決定は妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の公開請求

審査請求人は、令和6年1月12日付けで、「姫路市●●番地に廃棄物を堆積しているのを地元農業委員が指摘する図書、農業委員会が土地の適正使用をする指導図書、当事者の答弁図書」（以下「本件対象文書」という。）について、姫路市情報公開条例（平成14年条例第3号。以下「条例」という。）第6条の規定により行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対し、本件対象文書はあるともないともいえない（条例第9条）として、令和6年1月26日付けで、本件対象文書の存否応答を拒否する決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

公開しない理由は、「本件対象文書は、特定された地番から不動産登記制度により取得した対象地の所有者（以下「本件所有者」という。）に関する情報と照合することで特定の個人と紐づけることが可能となるため、個人に関する情報と認められる。そのため存否自体を明らかにすることによって、非公開情報として保護すべき利益が害されることになるため」とした。

3 審査請求の提起

審査請求人は、本件処分を不服として、令和6年1月30日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求人は、本件処分を取り消し本件対象文書の公開を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、審査請求書の内容の補充において主張している理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 近隣者は●●課が公開する登記記録はなくても本件所有者を認知するので、非公開理由に該当しない。

(2) ●●課が公開した文書は個人及び法人について非公開であるが、農業委員会と連携図との記載があり、近隣者として指導内容を知る権利を有する。

●●課が公開した文書（登記記録を含み本件所有者は判明している）と同様な行政文書の公開を請求する。

(3) 個人及び法人を保護すべき利益よりも、近隣者が健康で文化的な生活を享受する権利の方

が重要である。

農業委員会及び本件所有者は、近隣者の快適な住環境を保護するために、農業委員会等に関する法律を遵守する義務を有すると解するが、本件所有者はこれを遵守せず農地法に違反し適正な管理を怠っているため、本件対象文書の公開を請求する。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書、諮問説明書及び口頭意見陳述における主張は、おおむね次のとおりである。

1 事案の概要

審査請求人からの「本件所有者に対する農地法違反の指導をした書類の公開請求」について、姫路市農業委員会が決定した「本件対象文書は条例第7条第1号の個人の権利利益を害する非公開情報に該当しており、条例第9条を根拠に、本件対象文書の存在自体を明らかにできない」とする処分に対し、審査請求人が「本件所有者は農地法違反をしており、近隣者として快適な住環境を求めるため、その指導文書の開示を求める」と主張しているものである。

2 審査請求事項に対する弁明について

審査請求人からの公開請求は、特定の地番を指定して行われており、土地の所有者に関する情報は不動産登記制度により誰でも法務局で取得できる情報であることから、不動産登記制度により取得した本件所有者に関する情報と照合することで特定の個人と紐づけることができ、審査請求人が公開を求めている本件対象文書は、条例第7条第1号で定める個人に関する情報に該当するものとする。

同号ただし書に、個人の権利利益を侵害しても公開することの公益が優先するため例外的に公開すべきものを認める規定があるが、審査請求人が公開を求めている本件対象文書は、「特定の土地の所有者が農地法の規定に違反して指導を受けている」という個人情報であり、本件所有者の権利利益を保護する必要性は高いものである。

また、違反転用に関する情報は、法令の規定等により公にされている情報ではない。

このため、本件対象文書は条例第3条で「個人に関する情報をみだりに公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならない」とされている情報に該当し、条例第7条で定める非公開情報に該当すると判断する。

次に、審査請求人の求めている本件対象文書を非公開情報に該当するとして非公開と決定した場合、「本件所有者が農地法に基づく指導を受けた」という事実が明らかになる。この非公開の決定が、本件対象文書が存在することを伝えることになり、ついでには個人に関する情報を公開することと同じ結果となる。

このため、条例第9条に定める「当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるとき」に該当することより、審査請求人が公開を求めている本件対象文書はあるともないとも答えることができない。

第5 審査会の判断

1 対象文書について

本件対象文書は、仮に存在するとすれば、姫路市●●の特定地番の土地所有者に対して、実施機関が行った農地法違反の指導及び土地所有者が答弁した文書であると考えられる。

2 本件処分の妥当性について

- (1) 審査請求人は本件対象文書に記載のある特定地番の近隣者であり、本件所有者を認知するので本件対象文書は非公開情報に該当しないとしているが、公開請求においては、請求者の属性や文書との関係性、請求理由や利用目的等の個別的事情によって公開・非公開の判断が左右されるものではなく、誰に対しても同じ情報を公開する制度であるから、審査請求人が本件所有者を認知しているか否かは、判断に影響を及ぼすことはない。
- (2) 本件対象文書に記載のある特定地番に係る●●課への公開請求に対する処分と、実施機関が本件所有者に行う指導に係る文書の公開請求に対する本件処分では、対象となる文書が異なるため同様の処分として公開の可否を判断することはできない。
- (3) 条例第9条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」と規定している。

実施機関は、本件対象文書の存否を答えること自体が条例第7条第1号に規定する非公開情報として保護すべき利益を害することになるとして、条例第9条の規定により本件処分を行っていることから、まず本件対象文書が条例第7条第1号の非公開情報に該当するかどうかについて検討し、次に、本件対象文書の存否を回答することが条例第9条に該当するかどうかについて検討する。

ア 条例第7条第1号について

条例第7条第1号は、非公開情報として次のとおり規定している。

個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものの。

ただし、次に掲げる情報を除く。

- (ア) 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
- (イ) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
- (ウ) 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

イ 本件対象文書の条例第7条第1号該当性

本件対象文書は、仮に存在するとすれば、実施機関が特定の地番の土地所有者に農地法の規定に違反するとして指導を行ったかどうかという文書である。土地の所有者に関する情報は不動産登記制度により誰でも法務局で取得できる情報であることから、特定されている地番と不動産登記制度により取得した所有者に関する情報とを照合することで、特定の個人を識別することができることとなるため、条例第7条第1号で定める個人に関する情報に該当する。

そして、本件対象文書は、法令の規定により又は慣行として公にされ又は公にすることが予定されている情報には該当しないことから、同号ただし書アには該当しない。

また、本件所有者は公務員等ではないことから、同号ただし書ウにも該当しない。

なお、本件対象文書に記載のある特定の地番の土地については、審査請求人から提出された資料等によると廃棄物が堆積しており、審査請求人は「土地の所有者は土地を清潔に保つ義務がある。農地所有者は農業委員会等に関する法律等の関係法令を遵守する義務があり、近隣者の健康で文化的な生活を享受する権利は本件所有者の権利利益を保護することよりも優先する」と主張している。しかしながら、本件対象文書は、「特定の地番の土地の所有者が、農地法の規定に違反して指導を受けたか否か」という本件所有者の権利利益を保護する必要性の高い個人に関する情報であり、本件所有者の権利利益を害してもなお人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にすることが必要であるとまでは認められないことから、本件対象文書は同号ただし書イにも該当しない。

よって、本件対象文書については、同号ただし書のいずれにも該当せず、公開しないことは妥当である。

ウ 本件対象文書の条例第9条該当性

上記のア及びイのとおり、本件対象文書は条例第7条第1号の非公開情報に該当する。

また、本件請求は、実施機関が本件所有者に対し、農地法に基づく指導を行ったことを前提としたものであり、本件対象文書が存在しているか否かを答えることによって、本件所有者個人の権利利益を害するおそれがある情報を公開するような結果をもたらすこととなる。これはすなわち、保護する必要性の高い情報を公開することとなり、条例第7条第1号に違反する事態を生じうる。そのため、実施機関が条例第9条の規定により、本件対象文書の存否を明らかにしないで非公開決定を行ったことは妥当である。

第6 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審 査 の 経 過

年月日	審査会	経過
令和6年3月5日	—	諮問書提出
令和6年3月15日	令和5年度第6回審査会	諮問説明 審議
令和6年4月26日	令和6年度第1回審査会	審議
令和6年5月17日	令和6年度第2回審査会	審議
令和6年6月21日	令和6年度第3回審査会	審議
令和6年7月17日	—	答申